

入間東部地区事務組合 からお知らせです

違反対象物の 公表制度が始まります

◇公表制度とは◇

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。



運用開始

平成30年4月1日から

◇公表の対象となる建物



飲食店・百貨店・病院・社会福祉施設等 の一般の方が利用する建物です。

◇公表の対象となる重大な消防法令違反とは

消防法令により義務付けられている、

下記の消防用設備等が一切設置されていない違反のことです。



- 1 屋内消火栓設備
- 2 スプリンクラー設備
- 3 自動火災報知設備

◇公表までの流れ



消防機関が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過した日において、なお、その違反が継続していると認められる場合に公表します。

◇公表の内容



- 1 建物の名称
- 2 建物の所在地
- 3 違反の内容

(当該違反が認められた建物の部分を含む)

4 その他消防長が必要と認める事項

◇公表の方法



入間東部地区事務組合**ホームページ**内の 「違反対象物公表制度」に掲載します。



建物関係者の方へ



あなたの所有、管理する建物に以下のような変更を行う場合は、新たに消防用設備等が必要となることがありますので、事前に消防本部予防課へご相談下さい。

- ☆ 飲食店・物品販売店・病院・福祉施設などの用途に使用する場合
- ☆ 増築や改築、隣接建物と接続などを行う場合

問い合わせ先

入間東部地区事務組合 消防本部予防課査察指導係 049-261-6007